

## 【体育施設・学校施設共通】

### 1・利用登録更新の期間

- ・利用者登録証の有効期限は、承認受けた日から1年間となります。
- ・更新が行える期間は、有効期限の前後1月になります。

ただし、有効期限を過ぎるとログインはできません。

例) 有効期限が令和5年4月1日の場合は、更新受付の可能期間は

令和5年3月1日から5月31日までとなります。

- ・更新期間が過ぎた場合は、新規に登録申請を行ってください。

### 2・利用登録更新の流れ

- ① 有効期限が近くなりましたら、メールでお知らせします。
- ② 更新受付期間になりましたら、申請者本人(代表者)が本人確認書類(顔写真付・

氏名、住所が確認できるもの)を持参し社会教育課窓口にお越しください。

※学校施設を使用する団体は名簿もお持ちください。

※在勤の方は、勤務先が確認できる書類をお持ちください。

- ③ 登録内容と本人確認により審査いたします。

※休日窓口へお越しの方は、本人確認書類の写しを取らせていただき、審査は

休日以後初めて到来する役場開庁日に審査を行います。

- ④ 審査後、内容に問題がない場合は有効期限を更新いたします。登録証は引き続きご利用ください。

※更新後の有効期限は初回登録承認日から1年です。更新は1年毎に必要となります。